



# 今日の危機の内容と、打開する力としての民主主義

**阪** 神淡路大震災や東北大地震は、今も被害が市民のなかに爪痕を残し、多くの訴訟が争われているが、これらの被害はある意味、地域限定の地震、津波と原子力という特定された被害であった。

これに対し新型コロナ禍による被害は、国際的にも、全国規模においても「人でありつづける」ことに対する侵襲である。

私は、菅政権によるコロナ患者の中等度までは自宅で待機するとの施策を耳にしたとき、驚きであった。多くの人々が理解したように、国が市民を棄てるのだと直感した。医療と保健衛生は、患者を早期に発見し、これを治療するものである。かつて、いわれた戦中、戦争末期の天皇制軍事国家による「棄民」政策は、天皇の「臣民」を国内外において棄てたのである。しかし、1945年以降、国民を主権者とする日本国憲法の下では、立法、行政、司法は国民の生命と人権を守るために存在し、国(政府)は、国民に対しその福利と生命のために諸々の給付を行う義務を負っている。政府が、この義務を履行しないならば、市民は、新たな政権を創り出す他ない(市民連合と野党との基本協定を強く支持する)。

「自己責任」、「自粛」営業の一方で政府の日銀政策や株式市場への国財政の介入の策で株価は異常な高値にあり、格差と分断は一層拡大している。

戦後に根づかされた「個人主義」、「マイホーム」主義、「能力・競争主義」は、多くの市民を孤立化させ、自らの責任論によって、酷い現実に甘んじる姿勢を植えてきた。そして、なお市場原理主義、新自由主義経済の流れは、自己抑制(ブレーキ)の効かない状態にある。しかしコロナ問題、気候危機問題(欧で大水害、日本での雨による土砂災害も含めて)は、人類が地球の生態系の中で、存在できる条件はなにか、これまでの資本主義システムでよいのかの問いかけを青年層も含め、多くの市民の常識に提起し続けている。

私は「日民協」、「民科」や「民法協」の名称にもあるが、民主主義について再度その中味を議論することが社会変革にとっても意味があると考えている。安倍がドリルで

崩したかったのは、戦後の人権保障と民主主義である。

民主主義を「多数決原理と少数者の権利」というような形式ではなく、市民一人一人の多様性を生かし、人間の尊厳と誇りをもつ生き方ができる、これをめざすのが民主主義であり、それは人が常に他者と関係し、依存し合い、ともに平等に在ることが民主主義であるとの理解と認識である。

また民主主義は、真実、真理とともに在り、「フェイク」や非科学性を排除する。

それは、金もうけや独裁政治のための情報操作に反対し、行政の社会への説明責任を必要とする。主権者は市民である。すなわち、国家の権力の上位に国民の声と力が存在すること、国の根本の機関として、(市民と)国民社会が在ることである。

行政も、そして立法、司法も国民と市民に奉仕する義務を負っており、その逆ではない。いまこそ人権を生かす社会的な力を連帯のなかで生み出し、新たな政府と立憲主義の回復を社会から生み出す時代である。(弁護士・関西学院大学名誉教授 豊川義明)

## 次号予告

「法と民主主義」2021年11/12月合併号

【日民協創立60周年記念特集】

激動の10年と新たな展望

——日民協と法律家運動の役割(仮題)

日民協は、歴史的な国民運動「60年安保闘争」の翌年の、1961年10月7日に創立されました。今年は創立60周年にあたります。

次号の『法と民主主義』では、11月号と12月号を合併し、日民協創立60周年を記念する特集を組むことにいたしました。

特集は、11月23日(火・祝)、講師に渡辺治先生をお迎えして開催される日民協創立60周年記念講演会「激動の10年の政治史と日本民主法律家協会の役割」から始まり、この10年の激動の政治史の中で展開されたさまざまな法律家運動の記録、60年前の創立の頃の息吹を伝える論稿や、歴代の日民協理事長や事務局長らのコメントを掲載するとともに、これからの日民協の展望を語ります。発刊は12月下旬を予定しています。